

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会

先着90名

2025年 9月26日(金) 13:30～15:00

【会場】北海道経済産業局 6階 会議室
(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎)

【主催】公正取引委員会事務総局北海道事務所
経済産業省 北海道経済産業局

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（※）」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）・「受託中小企業振興法」（通称：振興法）に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

対象者

取適法適用対象事業者（発注事業者、受注事業者）、地方自治体、産業支援機関、金融機関等

プログラム

1. 取適法（下請法）の概要/改正内容について
2. 改正振興法について

公正取引委員会事務総局北海道事務所
経済産業省 北海道経済産業局

申込方法

申込み期限 9月19日(金)17時必着

<公正取引委員会HP> 以下URLの申込フォームよりお申込みください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/toriteki_seminar.html

<申込フォーム>

- ※ 必ず1社につき1申込みとしてください。（1社あたり参加上限数2名）
- ※ 先着で定員（90名）に達し次第、申込を締め切らせていただきますので、ご了承ください。
- ※ ご入力いただいた個人情報は本説明会にかかる事務処理においてのみ利用いたします。他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局北海道事務所 下請課（電話：011-231-6300（番号案内で「3」を選択してください。））